

付録.

明石市における具体的な景観形成の取り組み

明石市では、優れた景観づくりの諸施策を総合的に推進するために、以下のような取り組みを行ってきました。景観に関する様々な取り組みにより、一定の成果を上げてきましたが、一部の地区では、周辺と調和がとれていない建築物や広告物が見受けられます。そのため、引き続き景観に関わる施策を実施していくことが必要です。

また、活発な市民活動に対しては、より充実した支援を行うことで、市民との協働による景観まちづくりを推進する必要があります。

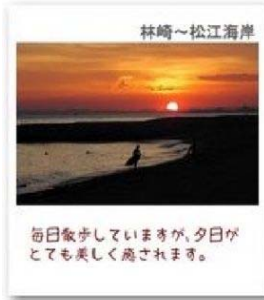
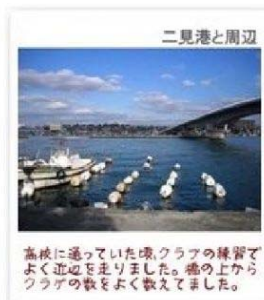
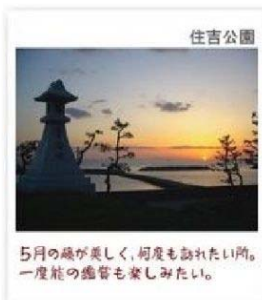
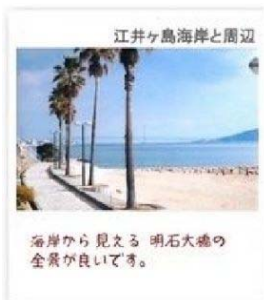
《明石市都市景観条例による主な取り組み》

- ◇明石市都市景観条例の制定（平成4（1992）年3月）
 - ◇明石市都市景観形成基本計画の策定（平成6（1994）年2月）
 - ◇都市景観形成地区の指定
 - ・大久保南地区都市景観形成地区（平成8（1996）年10月）
 - ◇大規模建築物等建築行為届出制度
 - ◇都市景観形成重要建築物指定
 - ・15件（平成22（2010）年3月現在）
 - ◇表彰
 - ・明石市都市景観賞（平成11（1999）年度、平成16（2004）年度、平成21（2009）年度）
 - ・建築文化賞（平成3（1991）年度、平成6（1994）年度）
 - ◇啓発活動
 - ・第1回明石市都市景観賞記念講演会（平成11（1999）年10月）
 - ・第2回明石市都市景観賞記念講演会（平成16（2004）年10月）
 - ・第3回明石市都市景観賞記念講演会（平成21（2009）年10月）
 - ・わがまちあかし景観50選の実施（平成19（2007）年3月）
 - ・「わがまちあかし景観とまちづくり講演会」の開催（平成19（2007）年3月）
 - ・「わがまちあかし十景」（平成19（2007）年）
- 他



市民が選んだあかしの景観「わがまちあかし十景」

平成 18 (2006) 年度、「わがまちあかし景観 50 選」の選定を行いました。平成 19 (2007) 年度には景観 50 選の写真展を行い、その中から市民による人気投票で、「わがまちあかし十景」を選定しました。



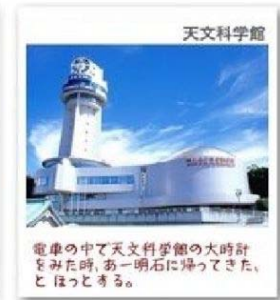
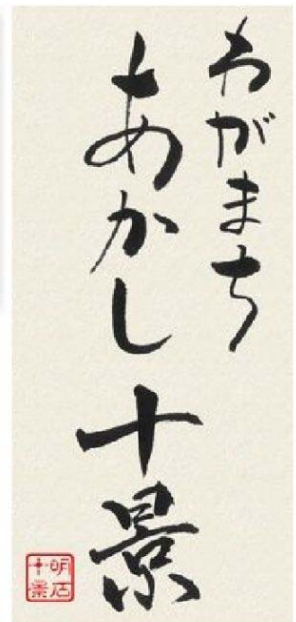
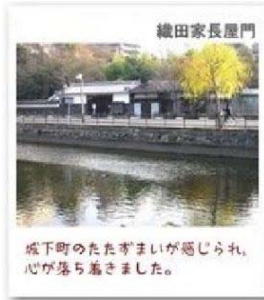
●「わがまちあかし十景」の概要

市民の方々に明石の景観の魅力を再発見していただくため、昨年度「わがまちあかし景観50選」の選定を行いました。

今年度は「わがまちあかし景観50選」を広くお知らせするため、市役所、各市民センター、明石公園(時のウィーク2007)、生涯学習センターで写真展を開催し、人気投票を実施しました。期間中、投票していただいた方は二千人近くにのぼりました。その結果、投票の多かった10箇所を「わがまちあかし十景」として選定しました。ご協力ありがとうございました。

「わがまちあかし十景」は、海を臨む景観が6箇所にも及び、多くの方々が海に愛着をもっていることがわかります。また、魚の棚や明石公園、天文科学館など市の代表的な名所も、景観の良いところとして親しまれています。

皆様、是非一度「わがまちあかし十景」を散策してみたいはいかがでしょうか。



都市景観形成重要建築物

明石市では、歴史的・建築的に価値が高く、周辺地域の雰囲気の特徴づけている建築物等を指定し、その保全計画を定めています。この計画にもとづき、適切な保全・管理を支援することで、周辺も含めた優れた都市景観の形成を図っています。

平成 22（2010）年 3 月時点で、15 件の建築物が指定されています。





安達邸



卯月邸



尾上邸



原邸



小山邸



中山邸



白沙荘



丸尾邸



中崎公会堂



卜部邸



藤井邸



尾上邸



大塩邸



増本邸



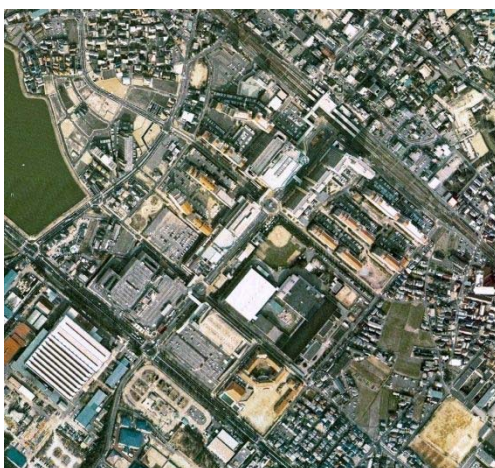
服部邸

都市景観形成地区「大久保駅南地区」

JR大久保駅の南側に広がる大久保駅南地区は、大規模工場跡地の土地利用転換を行い、大都市圏の近郊住宅地として定住性の高い住居と商業・業務機能を併せ持つ明石市の新しい拠点として整備されました。

その際、土地利用に応じた個性と魅力ある良好な都市景観を形成していくために、当地区を都市景観形成地区に指定しました。

新しい都市の核となる地域拠点地区として、電線などの地中化をはじめ、美しく魅力的なまちなみの創出に向けた景観形成が図られています。



大久保駅南地区 航空写真



駅前広場



歩道状空地



ゆりのき通り



「地区計画」の指定状況

「地区計画」は、丁目や街区などの比較的小さな単位を対象に、地区の住民が主役となって、地区の実状に応じた「まちづくりのルール」として定める制度で、区域内の用途、高さ、建築物の形態などの規制を強化・緩和することができ、地区内の環境を保全します。

平成 22 (2010) 年現在、明石市では 18 地区で地区計画を都市計画決定しています。



- | | |
|------------------|---------------------|
| [1] 大久保駅南 | [10] 大久保町谷八木 |
| [2] 大久保町諸池 | [11] 大久保町福田 |
| [3] 大蔵海岸通 | [12] 大久保町福田西地区 |
| [4] 大久保町緑が丘 | [13] 大久保町カスケディア地区 |
| [5] 大久保町高丘 3 丁目東 | [14] 大久保町大久保北地区 |
| [6] 二見町西二見 | [15] 宮の上地区 |
| [7] 大久保町奥北野 | [16] 本町 2 丁目地区 |
| [8] 大久保町高丘 5 丁目南 | [17] 大久保町高丘 2 丁目南地区 |
| [9] 大久保町松陰 | [18] 大久保町中之番地区 |

語句説明

- **オニバス** P21
スイレン科に属し、湖沼やため池などに生育する大型の浮葉性の水草。池沼の開発、水質汚濁などによって減少が進み、環境省のレッドリスト（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）で絶滅危惧Ⅱ類に分類されている。
- **景観法（けいかんほう）** P78
都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる、我が国で初めての景観についての総合的な法律。平成 16（2004）年制定。
- **敷地（しきぎわ）** P69
道路などの公共空間に接する民間敷地の部分で、通りなどから見られる部分。
- **修景（しゅうけい）** P17, 22, 27, 51
元来は造園上の用語で庭園美化などを意味するが、近年は建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を周囲の町並みに調和させることやストリート・ファニチャーの配置など、都市計画的な景観整備一般を指すことが多い。「ランドスケープ」ともいう。
- **消波工（しょうはこう）** P23
波の打上高や越波量を減らすとともに波圧を軽減する目的で施工される構造物。汀線から離れた沖側の海面に設置される離岸堤や消波堤、主として沿岸方向の漂砂が多い海岸に設けられる突堤等がある。
- **スカイライン** P17
山や建物などの、空を背景とした輪郭線。
- **タウンウォッチング** P67, 81
まちを歩いて、風景や眺めなどを観察すること。
- **白砂青松（はくしゃせいしょう）** P7, 23, 66
白い砂と青い松のある海岸や岸辺などの美しい風景。
- **ヒューマンスケール** P25, 33, 37
人間の感覚や動きに適合した、適切な空間の規模や物の大きさのこと。身体尺度。
- **町割り（まちわり）** P8
町を設けるために土地を区画すること。町の区画。
- **モニュメント** P17, 33, 40
記念碑、記念物。遺跡、遺物。歴史に残るような業績、仕事。
- **ユニバーサルデザイン** P74
障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。
- **養浜工（ようひんこう）** P23, 66
海浜への土砂の積極的な補給により人工海浜を形成したり、浸食が進む海岸への土砂の補給によって汀線の後退を防いだりする、海岸浸食対策工法の一つ。
- **ランドマーク** P17, 31, 76
山や高層建築物など、陸上の目標・目印



明石市都市景観審議会答申

答申書

平成 22 年(2010 年)11 月 15 日

明石市長 北口 寛人 様

明石市都市景観審議会
会長 安田 丑作

都市景観形成基本計画の見直しについて（答申）

平成 21 年 11 月 2 日付け明都景諮第 1 号で諮問のありましたみだしのことについては、慎重に審議した結果、別添の「明石市都市景観形成基本計画」（改定案）の通り見直すのが適当であると認めます。

なお、この計画の運用に当たっては下記の点に留意し、明石らしい都市景観形成のための取り組みを一層積極的に推進されたい。

記

1. 都市景観条例に基づく景観行政の推進

市は、都市景観条例に基づく各施策を引き続き実施するとともに、適宜、その見直しに努めること。また、今後の市民意識の高揚と景観まちづくりの進展に依りて、景観法に基づく取り組みの活用を検討すること。

2. 行政による先導的な取り組み

景観まちづくりの推進にあたっては、市職員一人ひとりの意識を高めるとともに、特に、公共空間の整備においては、行政が先導的な事例を示すように取り組むこと。

3. 三者協働による取り組み

景観まちづくりの推進にあたっては、市民・事業者が本計画の考え方や施策の方向等を理解し、それぞれの立場で主体的に取り組むことが期待される。そのためには、市は、市民・事業者・行政（市）の三者協働による景観まちづくりの積極的な啓発及び広報活動に努めること。

以上

諮問書

諮問書

明 都 景 諮 第 1 号
平成 21 年(2009 年)11 月 2 日

明石市都市景観審議会
会長 安田 丑作 様

明石市長 北口 寛人

都市景観形成基本計画の見直しについて（諮問）

明石市都市景観条例（平成4年条例第1号）第22条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 都市景観形成基本計画の見直しについて



計画策定までの流れ

平成 21（2009）年度 第 1 回明石市都市景観審議会（平成 21（2009）年 11 月 2 日）
・都市景観形成基本計画（改定素案）の概要について（第 1 章・第 2 章・第 3 章）



平成 21（2009）年度 第 2 回明石市都市景観審議会（平成 21（2009）年 12 月 11 日）
・都市景観形成基本計画（改定素案）の概要について（第 4 章）
・市内視察（推進地区候補地など）



平成 21（2009）年度 第 3 回明石市都市景観審議会（平成 22（2010）年 2 月 5 日）
・都市景観形成基本計画（改定素案）の概要について（第 5 章・第 1 章～第 4 章修正案）



平成 21（2009）年度 第 4 回明石市都市景観審議会（平成 22（2010）年 3 月 26 日）
・都市景観形成基本計画（改定素案）の概要について（第 1 章～第 5 章修正案）



計画書改定素案の作成



市民説明会の実施（平成 22（2010）年 8 月 5 日～8 月 12 日）



意見公募の実施（平成 22（2010）年 8 月 16 日～8 月 31 日）



平成 22（2010）年度 第 1 回明石市都市景観審議会（平成 22（2010）年 10 月 26 日）
・都市景観形成基本計画（改定案）について



計画書の作成



公表

審議会委員名簿

| 職務 | 氏名 | 所属（職業等） |
|-----|--------|--------------------|
| 会長 | 安田 丑作 | 神戸大学名誉教授 |
| 副会長 | 八木 雅夫 | 明石工業高等専門学校建築学科教授 |
| 委員 | 伊藤 太一 | 彫画家 |
| 委員 | 茨木 一成 | 郷土史家 |
| 委員 | 辻 信一 | (株)環境緑地設計研究所 統括研究員 |
| 委員 | 安谷 満喜子 | パウ環境色彩計画(株) 代表取締役 |



市民説明会・意見公募の実施概要

●市民説明会の実施概要

開催日：平成 22 (2010) 年 8 月 5 日 (木)、8 月 10 日 (火)、8 月 11 日 (水)、
8 月 12 日 (木)
開催場所：生涯学習センター、大久保市民センター、魚住市民センター、二見
市民センター
参加人数：合計 53 名
説明内容：明石市都市景観形成基本計画（改定素案）の概要について

●意見公募の実施概要

募集期間：平成 22 (2010) 年 8 月 16 日 (月)～8 月 31 日 (火)
募集方法：市民説明会、ホームページ、広報誌による意見募集の案内
意見の募集は、持参または郵送、ファックス、Eメールによる
公募内容：明石市都市景観形成基本計画（改定素案）について
回収件数：合計 15 件（11 人・1 団体）
意見内訳：序章 景観とは……………0 件
1 章 明石のめざす景観……………0 件
2 章 景観類型別基本方針……………0 件
3 章 地域別資源と景観形成の方針…8 件
4 章 推進地区……………1 件
5 章 景観まちづくりの推進方策…4 件
計画全般、その他……………2 件

●意見の概要

- ・ 明舞団地の「まちかど・眺望点景観」の整備が望まれる。
- ・ 子午線ライン（高家寺から柿本神社、天文科学館、忠度、経正、馬塚など平家ゆかりの史跡、人丸教会、中崎公会堂、大蔵海岸と続くライン）を郷土愛惜の心で整備し、全国発信してほしい。
- ・ 朝霧駅から眺める明石海峡大橋が一番美しいと思うが、観光・集客に結び付いていない。例えば、お茶を飲んだり、食事をしたりできるような集客施設が設置できないかと思う。

- ・西明石駅周辺においては、「にぎわいのある」景観形成を目指すとするが、昼は「色」で、夜は「光（照明）」で、昼夜を通じて、「にぎわい」・「なごみ」ある景観形成を行ってほしい。
- ・魚住地域の景観形成の方針である、歴史・伝統の保全・活用は良とするが、その内容を多くの人々に知ってもらうためにも、「西国街道」をよりPRしてほしい。
- ・JR魚住駅周辺について、商業地としてのデザイン統一があったほうがよいのではないかと。また、電線地中化の促進はできないのか。
- ・東二見の景観形成に対する要望として、「東二見大橋—安政山—緑地—みなと記念ホール」—帯を取り上げ、広く知ってもらいたい。
- ・明石の西部地区のシンボルづくりが必要である。
- ・海岸線、大蔵海岸及び西部海岸は明石にとって大きな財産である。地元の人々が誇りを持ち、外部から羨ましがられる、海と人と生活がうまく融合したまちづくりを行ってほしい。
- ・町内会会則に景観に関することが記載され、また景観担当役員が活動するような取り組みは、景観まちづくり推進の意識の向上に寄与すると思う。
- ・「わがまちあかし景観 50 選」について、実際現地で見ると、その保存状態をどうするのか疑問に思う。
- ・「景観」について行政が関心を持っていることがわかった。今後、都市景観条例についてもPRが必要である。
- ・落ち着いたある素晴らしい公共空間を出現させるには、カラーコーディネーターデザインは大変重要であり、基礎デザインのスタート時よりカラーコーディネーターの参加が不可欠である。明石らしいゆとりのあるまちなみ実現に向けて、丁寧で細やかなプランの練り上げを行ってほしい。
- ・住民の参画と協働による計画づくりを願う。
- ・都市計画法における地区計画との整合性はどうか。

明石市都市景観形成基本計画

平成22年11月改定

発行／明石市

明石市中崎1丁目5番1号

編集／明石市都市整備部都市計画課
